

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第3号)

平成 23 年 3 月 1 日

徳情個審答申第3号

平成23年3月1日

徳島市長 原 秀 樹 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 元井 信介

徳島市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（
答申）

平成22年9月2日付生環発第254号により徳島市長から諮問のありました公文書の非公開決定処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

徳島市長（以下「実施機関」という。）が行った本件非公開決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

本件の異議申立人は、平成22年8月12日付で、実施機関に対し、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号。以下「条例」という。）の規定により「平成17年に丈六町長尾で実施した廃棄物処理（費用の支出に掛かるものも含む）に関する徳島市の内部における支出伺書や処理費用の支出を行うに至った理由を記載した文書などの一切。（決裁書と支出命令書を除く）」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。実施機関は、平成22年8月17日付で本件請求に対応する公文書は、作成していないために保有していないことを理由として、非公開とする本件処分をした。

異議申立人は、平成22年8月25日付の異議申立書により、実施機関

に対し、本件処分について異議申立てを行った。これにつき、当審査会は、平成22年9月2日付で実施機関から条例第18条に基づく諮問を受けた。

当審査会の本件審査に際し、実施機関に対し「決定理由説明書」の提出を求めたところ、平成22年9月28日付で当該文書が提出され、これに対し、異議申立人に「意見書」の提出を求めたところ、平成22年10月12日付で当該文書が提出された。

さらに、異議申立人から同日付で口頭意見陳述の申立てがあったので、平成22年12月20日に、当審査会において口頭意見陳述を行っている。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立ての趣旨は、本件請求に対し実施機関が行った本件処分を取り消し、公開するとの決定を求めるというものである。

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び意見陳述における主張によると、おおむね次のとおりである。

ア 平成17年に丈六町長尾において徳島市が実施した廃棄物の処理については、3,387万4,428円もの支出を伴うものであったが、この廃棄物は、私有地の地中に埋設されていたものを掘り出して、私有地に積み上げられていたものであり、市が処理することについては疑義の存在する余地があった。

また、平成18年10月31日開会の「決算審査特別委員会（平成17年度徳島市一般・各特別会計）」において、徳島市長・第一助役・市民環境部長らの出席の下、この廃棄物の処理に関する支出について質疑が行われていた。

これらのことからすると、実施機関においてこの廃棄物の処理に関して、決裁書と支出命令書以外に、この廃棄物の処理のために支出を行うに至った理由などを記載した文書が作成されていないなどということはまったくあり得ない。

イ 実施機関の主張のとおり、支出を行うに至った理由などを記載した文書を作成していないとするならば、このような支出を決裁書と支出命令書のみで行っていることになるが、徳島市の規則や規程に照らして不自

然であり、そのような事務処理はおよそ許されるものでないことは明らかであるから、本件公開請求に係る公文書を保有していないなどということはない。

仮に特に緊急を要する場合であったとして、事務処理のときには文書を作成しなかったとしても、少なくとも、事後的に文書を作成するべきものではないか。

4 実施機関の主張の要旨

「平成17年に丈六町長尾で実施した廃棄物処理に関する文書」については、異議申立人から、平成22年6月17日及び平成22年7月27日に情報公開請求があり、既に決裁書や支出命令書について公開済みである。

「平成17年に丈六町長尾で実施した廃棄物処理に関する文書」は、決裁書や関係資料については、環境施設整備室のファイリングキャビネット内にファイル基準表に基づいて保管されており、支出命令書については、会計課書庫に保管されている。

本件請求に係る文書については、環境施設整備室のほか、市民環境部長室等において存否の確認を行ったほか、市民環境部長やその前任者等に対して聞き取りを行ったが、存在しないことが確認された。

本件請求に係る文書が作成されていない理由は次のとおりである。

ア 平成17年の廃棄物処理については、生活環境や自然環境の保全を図るために特に緊急を要するものであったことから、文書を作成したうえで協議を行うような時間的な余裕もなく、また、意思決定及び処理の指示については、口頭による指示で行われ、決裁書が作成されたものである。したがって、支出に至った理由が記載された文書は、既に公開した決裁書のみである。

イ なお、事務処理及び支出負担行為については、事務決裁規程等に基づき、決裁書により適正に行われている。

5 審査会の判断

本件請求に係る公文書が存在していないかどうかについて、当審査会で

は、実施機関の担当課である市民環境部環境施設整備室において、「丈六最終処分場」に係る一連の文書について見聞調査を実施した。しかしながら、本件請求に係る公文書を見いだすことはできなかった。

異議申立人は、実施機関の事務処理について、規則や規程に照らして疑問があると主張を行っている。

この点について、当審査会の審議においても、公金を支出するに当たって、行政として手続が妥当であったかどうかといった問題はあるとの意見があった。

しかしながら、実施機関の事務処理について、その適否の判断をすることは、当審査会の所掌事務を超えるものである。

以上のことから、実施機関の事務処理について、妥当であったかどうか問題がないとはいえないが、いずれにしても本件請求に係る公文書が存在しない以上、実施機関が本件請求に係る公文書について不存在であることを理由として非公開としたことは、やむをえないと言わざるを得ない。

6 結論

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

< 参考 >

(審 査 会 の 経 過)

年 月 日	審 査 会 の 経 過
平成22年 9月 2日	実施機関から諮問書を受理
平成22年 9月14日 (22年度第1回審査会)	事務局から概要説明を行った。
平成22年 9月28日	実施機関から決定理由説明書を受理
平成22年10月12日	異議申立人から上記説明書に対する意見書を受理
平成22年10月26日 (22年度第2回審査会)	諮問の審議を行った。
平成22年12月20日 (22年度第3回審査会)	口頭意見陳述を行った。
平成23年 1月25日 (22年度第4回審査会)	実施機関において実地調査を実施し、諮問の審議を行った。
平成23年 2月25日 (22年度第5回審査会)	答申案の検討を行った。